

# EUの対外政策と日本

——ルールベースの国際秩序を目指す日EU協力へ

早稲田大学大学院法務研究科教授／21世紀政策研究所研究主幹

須網隆夫  
すあみ たかお



## 変化するヨーロッパ

ここ数年、国際環境は大きな変化に直面し、グローバルな経済活動を支えてきた国際経済法秩序の安定性は損なわれつつある。その地政学的位置から、日本では、米中の通商・政治をめぐる摩擦の影響がより直接的に感じられるが、ヨーロッパにおいても、2016年の国民投票以来の英国のEU離脱をめぐる混乱は言うに及ばず、ユーロ危機や難民危機を契機とした、多くの加盟国でのEUに懐疑的なポピュリスト政党の伸長、ハンガリー・ポーランドなど中東欧の加盟国での「法の支配」の危機、一部加盟

国と中国との経済関係の強化等により、EUをめぐる状況は複雑化し、その影響は、ヨーロッパにとどまらず、世界の政治経済全体に及ぶと考えられる。

## 国際的立場の類似した日本とEU

そのように複雑化した国際環境のもとで、日本とEUの取る立場は類似している。人口6600万人の英国が離脱すると、EUは総人口4億5000万人に縮小する。日本の人口も減少に転じており、米国・中国という二大国の間で、両者の相対的な地位は低下している。日本もEUも、単独では国際社会に十分な影響力を発揮できないだけ

でなく、そのハードパワーはどちらも限定され、ソフトパワーに依拠せざるを得ない。それだけではない。日本とEUの目指す方向性は、自由で開かれた国際経済システムに基づくルールベースの国際秩序を構築するという点で共通している。その象徴が、2019年2月に発効した日EU SPA（戦略的パートナーシップ協定）であり、ここでは、人権、民主主義、法の支配という立憲的な諸価値を、日本とEUが共有していることがうたわれている。トランプ政権以前は、米国も、多国間主義を前提に、これらの価値にコミットしていたので、EUが前面に出る必要は必ずしもなかった。E

Uは、米国の行動を補完していれば済んだのである。しかし、米国が多国間主義を放棄したために、EUは、これまで以上に、立憲的価値に基づくルールベースの国際秩序にコミットメントせざるを得なくなっている。今後のグローバルガバナンスを展望した時、日EU SPAの意義は大きい。日本では、日EU SPAはあまり評価されていないように感じるが、国際環境の変化が、日本が予想していた以上の意味を同協定に与えているのである。

もつとも、多国間主義と立憲的価値に依拠するEUの外交政策には変化も見られる。すなわち、一方で多国間主義へのコミットがより強く打ち出されるのに対し、他方では、国際システムの動揺を現実的に考慮した、より柔軟な利益重視の傾向が見られることには、日本として注意が必要である。

### 国際的なルールメイキングのあり方

いずれにせよ現時点で、日本とEUは、国際社会において、ルールベースの国際秩序を支える最も有力なパートナーであり、ルールを基礎にした、安定的な国際環境を发展させるためには、国際秩序を規律する

ルール形成のための両者の協力をさまざまな場面で深化させなければならない。しかし、そのためには双方が、自己の課題を認識する必要がある。

第1に、EUがソフトパワーの一環として、EU域内の規制を域外に輸出し、その国際的影響力を拡大する戦略を取ってきたことは、日本でも広く認識されている。排出量取り引き、一般データ保護規則、競争法の域外適用など、EU内での実践が、その後域外各国にも拡大した例は少なくない。注意すべきことは、そのような「EUの規制力」は、多くの場合、28の加盟国が構成するEUルールが、通常の国内ルールより高い普遍性を備えることによって支えられていることである。1国によるルール形成には、その国の伝統・文化・法制度を反映したローカルな要素が必然的に潜り込まざるを得ない。換言すれば、1国によるルール形成の場合、何が世界のどこでも通用すべき普遍的内容であり、何がそうではない当該国特有の内容であるかを認識することは難しい。これに対し、EUのルール形成は、28カ国がそれぞれのルール・考え方を持ち寄ったなかで進行し、各国特有の要素はそ

の過程でそぎ落とされ、必然的にヨーロッパ的な偏りを含みながらも、1国のルールより高い普遍性を持ったルールが構造的に生まれる。そうであるからこそ、EUのルールが世界で受け入れられるのであり、日本は、このことを理解しなければならない。

第2に、他方EUにも課題がある。EUルールは、相対的に高い普遍性を構造的に持ちながらも、原理的には、なお1つの地域ルールでしかない。EUルールの立法過程に、ヨーロッパ以外の要素が入る余地のないことから、それは明らかである。したがってEUは、国際秩序を支える真に普遍的なルール形成のために、日本を含む、EU外の諸国からの非ヨーロッパ的要素の注目を受け入れる必要があることを認識し、そのようなルール形成過程を積極的に組織しなければならない。

もちろん、EUと協力する日本も、国内ルールの特殊性を認識すべきである。ガラパゴス化とやゆされるように、日本国内の諸基準は、例えば、日本の消費者の嗜好に合わせるために、しばしば特殊化する。日本も、それを理解したうえで、普遍的なルールを探求しなければならないのである。